

総合評価表（平成19年度業務実績）（案）

評価項目	評価
I. 項目別評価の総括	
1. 業務運営の効率化に関する事項	業務運営の効率化については、一般管理費の削減、常勤職員の1名削減、役職員の給与水準の見直し、主たる事務所の移転等、真摯な取組が認められる。
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	<p>(1) 国民世論の啓発に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 北方領土返還要求運動の推進 ② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施 ③ インターネット等を活用した情報の提供 ④ 北方四島との交流事業の実施 <p>北方領土返還要求運動の推進については、北方領土返還要求運動都道府県民会議等が実施する事業に対する支援や啓発施設の展示資料の充実等、地道な努力が認められる。</p> <p>青少年や教育関係者に対する啓発については、北方領土問題青少年・教育指導者研修会等の実施や、北方領土問題教育者会議の設立等が予定通り実施された。研修会や会議が活発に行われていることは将来の世代が関心を継続していくためにも望ましいものであると認められる。</p> <p>インターネット等を活用した情報の提供については、なお一層広く関心を引きつけ有益なものとなるよう、更なる充実を期待したい。</p> <p>北方四島との交流事業は、協会における中核的な活動の一つとして定着してきた印象があり、相互の理解が深まる効果があるものと認められる。ただし、北方四島居住ロシア人の受入事業について、その効率性を評価するために当該ロシア人のアンケート調査等を実施すること、日本語研修について、目的を明確化しつつ、北方四島の返還に結びつか効果を検証することも必要と思われる。</p> <p>(2) 北方領土問題等に関する調査研究</p> <p>調査研究の見直しにより、必要に応じた調査研究の実施に関与することとなったものと思われるが、従前の研究会と平成19年度北方領土問題研究会との相違をより明確化すべきと思われる。</p> <p>調査研究の成果をホームページによって市民の間で共有することができるようにしたことは望ましい施策である。</p> <p>交流事業を通じて、島民の意識の変化、四島のインフラの変化等についての更なる調査が促進されることを期待したい。</p> <p>(3) 元島民等に対する必要な援護等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する支援 ② 元島民等による自由訪問 ③ 北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施 <p>高齢化による元島民の減少が進む中で、元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する支援や元島民等による自由訪問等、後継者を含めた元島民等に対する支援が着実に行われたと認められる。</p> <p>また、北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務について、リスク管理債権が、督促等により平成18年に比べて7.69%減少していることは評価できる。</p>
3. 予算、短期借入金、剰余金に関する事項	予算、収支計画等と実績との対比、運営費交付金の執行状況等が評価書、事業報告書等に明記されている。予算の執行は、東京事務所の移転の関係を除き、ほぼ収支計画のとおり実施されており、短期借入金は、貸付業務勘定で限度額以下の借入があったのみで、剰余金の使途も適正であることが認められる。
4. 施設及び設備に関する計画	東京事務所移転による経費節減を図ったことが認められる。
5. 人事に関する事項	啓発活動を推進する上での業務量を考慮すると、極めて限られた人数で努力を行っていると認められる。
II. その他の業務実績等に関する評価	特段なし。
III. 法人の長等の業務運営状況	厳しい外部環境の中で、協会業務を牽引する指導部としての真摯な取組を行っていると認められる。なお、事業遂行にあたっては、評価基準を十分に勘案することを期待したい。

◎ 総合評価（業務実績全体の評価）	長期化を余儀なくされている日露間の領土返還交渉と、元島民の高齢化・減少が進むという厳しい外部環境の中にあって、全体として計画に即した着実な取組が行われている。中核となる事業についての取組、とくに世論啓発や交流事業、北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務については、その実績を高く評価する。
-------------------	---